

人間文化研究機構における評価大綱

平成 28 年 1 月 28 日

平成 29 年 6 月 26 日改定

平成 31 年 3 月 25 日改定

令和 4 年 6 月 8 日改定

機 構 長 裁 定

1 基本方針

人間文化研究機構（以下「機構」という。）は、人文学の資料の体系的公開や人間文化の多様性と普遍性に関する研究を推進することにより、人間文化のより広く深い理解を達成し、さらにそれを研究者コミュニティだけでなく、社会に還元することを使命としている。この使命を十全に果たすためには、機構の諸活動について、不断の自己点検・評価を行い、併せて機構外有識者による外部評価を実施し、その結果を公表するとともに、それに基づいた改善を図ることが不可欠である。令和 4 年度から始まる第 4 期中期目標・中期計画期間においては、第 3 期における評価の状況を踏まえつつ、機構の諸活動全体の評価を実施する体制をより一層整備する。この評価の体制は、機構本部並びに機構が設置する国立歴史民俗博物館、国文学研究資料館、国立国語研究所、国際日本文化研究センター、総合地球環境学研究所及び国立民族学博物館が、それぞれ直面する課題を解決しつつ不十分点を克服し、機能を一層強化すること、そしてひいては機構全体の使命を十全に果たすことを目的としている。評価は、改善と改革に向けた自律的な営みの基盤となるものであり、併せて教職員の強い自覚と積極的な関与を要請するものである。

2 評価組織

機構における諸活動の状況に関する評価を行うため、機構に人間文化研究機構評価委員会（以下「機構評価委員会」という。）及び人間文化研究機構外部評価委員会（以下「機構外部評価委員会」という。）を設置する。

（1）機構評価委員会

機構評価委員会は、機構役職員で構成し、以下の業務を行う。

- ①国立大学法人法（平成 15 年法律第 112 号）第 31 条の 2 の規定に基づく国立大学法人評価委員会による法人評価への対応
- ②中期計画に関する毎年度の進捗状況の確認及び自己点検・評価の実施
- ③その他評価に関する事項

（2）機構外部評価委員会

機構外部評価委員会は、機構外有識者で構成し、以下の業務を行う。

- ①機構が行う自己点検・評価の検証及びそれに基づく助言
- ②機構長が諮問する事項に関する評価の実施

3 組織・業務運営への反映等

機構長は、上記の評価の結果等を組織・業務運営に反映させ、その状況を機構ウェブサイトに公表する。

4 評価に際しての留意事項

評価の実施に際しては、以下の点に留意する。

- ①評価システムの改善を図り、重複や無駄を省き、合理的・実質的に実施する。
- ②機構本部及び各機関のIR活動を推進し、自己点検・評価に活用する。
- ③指標の数値だけでは理解し難い、各機関の個性や特徴に基づく成果と実績に関する情報を活用する。